

日本医師会医学賞要項

1. 日本医師会医学賞(Medical Award of The Japan Medical Association)は、日本医師会会員で、医学上重要な業績をあげたものに授与する。
 2. 本賞は、毎年1回、基礎医学・社会医学・臨床医学(内科系)、臨床医学(外科系)の各部門を通じ計4名に授与する(なお、本年度は副賞として1名500万円を授与する)。
 3. 日本医学会分科会長、大学院医学系研究科長または大学医学部長・医科大学長、大学附属病院長(本院)、関係機関長、都道府県医師会長に各部門それぞれ1名以内の推薦を依頼する。
 4. 本賞の選考は、日本医師会医学賞・医学研究奨励賞選考委員会があたる。
-

日本医師会医学研究奨励賞要項

1. 日本医師会医学研究奨励賞(Medical Research Encouragement Prize of The Japan Medical Association)は、日本医師会会員で、医学上将来性に富む研究を行っているものに授与する。
2. 本賞は、毎年1回、基礎医学・社会医学・臨床医学(内科系)、臨床医学(外科系)の各部門を通じ計15名に授与する(なお、本年度は副賞として1名150万円を授与する)。
3. 日本医学会分科会長、大学院医学系研究科長または大学医学部長・医科大学長、大学附属病院長(本院)、関係機関長、都道府県医師会長に各部門それぞれ1名以内の推薦を依頼する。
4. 本賞の選考は、日本医師会医学賞・医学研究奨励賞選考委員会があたる。
5. 研究成果を論文によって発表する際には、和文・英文を問わず、日本医師会医学研究奨励賞を受賞した旨を明記し、その別刷2部を下記に送付する。
(送付先 〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16 日本医師会生涯教育課)

記

1. 日本医師会医学賞

- (1) 1名当たり 500万円
- (2) 基礎医学部門・社会医学部門・臨床医学部門（内科系）, 臨床医学部門（外科系）を通じ計4名におくられる。
- (3) 貴機関からの推薦数は各部門1名以内

2. 日本医師会医学研究奨励賞（旧日本医師会医学研究助成費）

- (1) 1名当たり 150万円
- (2) 基礎医学部門・社会医学部門・臨床医学部門（内科系）, 臨床医学部門（外科系）を通じ計15名におくられる。
- (3) 貴機関からの推薦数は各部門1名以内

3. 注意事項

- (1) 被推薦者は日本医師会会員であることが条件です。所属医師会を必ずご記入ください。推薦時において被推薦者が非会員である場合は、推薦後、速やかにご入会の手続きをしてください。
- (2) 日本医師会医学研究奨励賞の被推薦者は、受付締切日の2022年7月1日（金）時点において45歳未満である方といたします（やむを得ず45歳を超える場合は、その理由をご記載ください）。
- (3) 受付期間は、2022年5月15日（日）～2022年7月1日（金）（本会必着）です。
- (4) 推薦書はダウンロードし、データ入力後印刷してください。
- (5) 用紙は、医学賞が4枚、医学研究奨励賞が3枚あります。申請書類は、日本医師会のホームページ（<https://www.med.or.jp/>）から（5月15日以降）ダウンロードください。
- (6) 「部門」欄には「基礎」「社会」「臨床（内科系）」「臨床（外科系）」のいずれか審査を希望する部門を必ずご記入ください。
- (7) 「医学賞」候補には業績欄に記入した主要文献を必ず添付してください（別刷りも可）。
- (8) 推荐者は、日本医学会分科会長、大学院医学系研究科長または大学医学部長・医科大学長、大学附属病院長（本院）、関係機関長、都道府県医師会長（別紙参照）に限ります。
- (9) 医学賞受賞論文は『日本医師会雑誌』および日本医師会ホームページの「日医雑誌 on-line」に掲載いたします。
- (10) 医学賞受賞者にはご講演をお願いしています（本年度はWEB配信を予定）。
- (11) 医学賞受賞論文は併せて『JMA Journal』への投稿を条件といたします。
- (12) 医学研究奨励賞の受賞者には、対象となった研究あるいはその関連テーマ（論文の種類は自由）について、『JMA Journal』への投稿をご依頼いたします。※なお、査読は通常どおり行われます。
- (13) 推薦書送付先
〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16 日本医師会生涯教育課宛
封筒のオモテに「医学賞」もしくは「奨励賞」推薦書類在中と朱筆してください。
- (14) これまでの授賞一覧表も上記ホームページからダウンロードできます。

（担当： 生涯教育課 電話 03-3946-2121(代) 内線 3241）